# 令和6年度盛岡市納税推進センター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和6年1月23日 盛岡市

盛岡市(以下「発注者」という。)が実施する「令和6年度盛岡市納税推進センター運営業務委託」に係る委託候補者の選定に関し、当該要領に基づいた公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を行う。

#### 1 委託業務の概要

- (1) 業務名 令和6年度盛岡市納税推進センター運営業務委託
- (2) 目的

盛岡市納税推進センターにおける納付勧奨業務等を実施することで、滞納者との接触を図り、 さらなる収納率の向上を目指すことを主たる目的とする。また、滞納整理関係業務等を委託し、 滞納・収納業務を効果的・効率的に進め、税収入の安定確保につなげる。

- (3) 業務内容 「令和6年度盛岡市納税推進センター運営業務委託仕様書(別紙1)」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (4) 委託予定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 履行場所
  - ア 盛岡市渋民字泉田 360番地 盛岡市玉山総合事務所内 1階
  - イ 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎別館 2階 財政部納税課内
  - ウ 盛岡市内丸12番2号 盛岡市役所本庁舎別館 1階 市民部健康保険課内
- (6) 委託予定金額 の上限 21,872 千円 (消費税及び地方消費税額を含む。)
  - ※本業務委託は、令和6年度当初予算が成立することを前提にするため、同予算が成立しない場合又は修正された場合には、手続きを変更又は中止することがあること。
- (7) 契約の更新

委託業務が適正かつ円滑に実施されており、業務実績が良好と認められる場合は、引き続き 1年間業務委託を更新する予定とし、更新は2回を限度とする。

ただし、業務委託に関する予算は各会計年度に計上することとなるため、これが認められない場合やその他特段の事情が発生した場合は更新しない。

#### 2 応募資格

当該業務委託に応募する者は、次の各号の資格要件をすべて満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 参加申込書提出時点で、「盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準」に基づく指名 停止措置を受けていないこと。
- (3) 市税(盛岡市)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第 154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者、 又は民事再生法 (平成11年法律 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者で あること。
- (5) 役員等が、盛岡市暴力団排除条例(平成27年3月25日条例第9号)第2条第1号の暴力団及 び同条第2号の暴力団員のいずれかに該当する者、又はいずれかの利益となる活動を行ってい る者でないこと。
- (6) プライバシーマークの認証を受けている者であること。
- 3 応募手続に関する事項
  - (1) 提出書類

 ア 参加申込書(様式1)
 1部

 イ 企画提案書(様式3から5-2)
 5部

 ウ 会社の業務内容が分かる資料(任意様式)
 5部

 エ 法人の登記事項証明書
 1部

 オ 納税証明書
 1部

法人税、消費税及び地方消費税

(発行後3ヶ月以内の税務署が発行する納税証明書「その3の3」)

盛岡市の市税については、企画提案書の提出の際の承諾により、調査を行うため提出不要。

カ プライバシーマークに関する認証書等(写し)

1 部

キ 財務諸表

5部

(直近3年分の決算に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)

(2) 応募方法

持参、郵送又は宅配便で提出すること。なお、提出書類は返却しない。 提出期限は、令和6年2月13日(火)午後3時まで提出先必着とする。

(3) 提出先及び問合せ先

提出先

〒020-8530 盛岡市内丸12番 2 号 盛岡市財政部納税課 問合せ先 盛岡市財政部納税課 担当 髙橋 恵 又は 坂田 純一 電話 019-613-8463 E-mail: nozei@city. morioka. iwate. jp

(4) 質問の受付及び回答

要領及び仕様書について質問がある場合は、次により質問書(様式6)提出すること。

## ア 提出方法

電子メールによる。

### イ 提出先

盛岡市財政部納税課 担当 髙橋 恵 又は 坂田 純一

E-mail: nozei@city.morioka.iwate.jp

## ウ 受付期間

令和6年1月30日(火)から令和6年2月6日(火)午後3時まで

#### エ 回答方法

質問に対する回答は、令和6年2月8日(木)までに、盛岡市公式ホームページへ順次掲載 し、公表するものとする。(競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは除 く。)

なお、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答するほか、同趣旨の質問はまとめて回答する。

(盛岡市公式ホームページ http://www.city.morioka.iwate.jp/)

## 4 企画提案書に関する事項

プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 企画提案書は、1者につき1案のみとする。
- (2) 必要に応じ補足説明資料を添付する際は、企画提案書同様に5部提出するものとする。
- (3) 企画提案書は、「企画提案書記載要領(別紙2)」を参考に記載すること。
- (4) その他

ア 発注者は、提出された企画提案書を、契約予定者の選定以外には、無断で使用しないものとする。

- イ 提出された書類は、契約予定者の選定以外に複製しない。
- ウ 企画提案書の提出後、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- エ 契約締結前までに応募資格を失った場合には、契約をしない。

# 5 選定

企画提案書は3名の選定員で構成する選定会議において審査・採点を行い、順位をつけて選定する。なお、応募する者が多数の場合は、事前に書類審査を行い、審査(ヒアリング)への出席者を決定することがある。

(1) 選定会議 (詳細は後日通知)

日時 令和6年2月20日(火)

場所 盛岡市中ノ橋通一丁目1番10号

プラザおでって 3階 特別会議室 (参加申込者控室 同3階 第一会議室)

内容

- ア 応募する者は企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。 (15 分程度)
- イ 選定員からの質疑を行う。(15分程度)
- ウ プロジェクタ等は、プレゼンテーションにおける使用は不可とする。
- (2) 企画提案書評価の方法

評価項目に基づき優劣を得点化・集計し、順位をつけ、選定会議において選定した者を委 託予定者とする。

評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。

- ア 加重項目の合計得点が上位の者
- イ 取扱実績事項の得点が上位の者
- (3) 応募が無効となる場合
  - ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限等の応募要件に適合しないもの
  - イ 指定された様式及び企画提案書記載要領に示された条件に適合しないもの
  - ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
  - エ 審査 (ヒアリング) に出席しなかった場合 (発注者が、地震等の天災などによりやむを得ない事由と判断した場合は除く。)
- (4) 選定結果の通知

応募者に対して、選定結果及び合計評価点のみを書面により通知する。なお、選定結果についての異議申立ては認めない。

#### 【応募日程】

| 区分         | 期日又は期間                           |
|------------|----------------------------------|
| 実施要領ホームページ | 令和6年1月30日(火)から令和6年2月13日(火)まで     |
| 掲載期間       |                                  |
| 質問受付期間     | 令和6年1月30日(火)から令和6年2月6日(火)午後3時まで  |
| 質問回答期限     | 令和6年2月8日(木)                      |
| 企画提案書受付期間  | 令和6年1月30日(火)から令和6年2月13日(火)午後3時必着 |
| 審査(ヒアリング)  | 令和6年2月20日(火)                     |
| 選定結果発表及び通知 | 令和6年3月上旬                         |

## 6 その他

(1) 要領の追加事項

募集要領に定めるもののほか、募集の実施にあたり必要な事項が生じた場合は、速やかに 応募する者に通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載するものとする。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出した企画提案書等の内容の変更は、原則として認めない。

(3) 参加申込費用

応募する者が、準備、企画提案書の作成及び提出、プロポーザルに要した費用は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 参加申込書の提出後にプロポーザル手続きへの参加を取り下げる場合は、参加辞退書(様式2)を令和6年2月19日(月)正午までに提出するものとする。
- (5) 契約方法等

ア 発注者は、選定された第1順位者を当該業務委託に係る随意契約の見積書の徴取相手方として、契約交渉を行う。この際、発注者は提案内容を尊重しながら、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、仕様書の一部内容の変更を求めることができるものとする。

イ 第1順位者と契約が成立しない場合は、順次、補欠順位の上位者を見積書の徴取相手とする。